

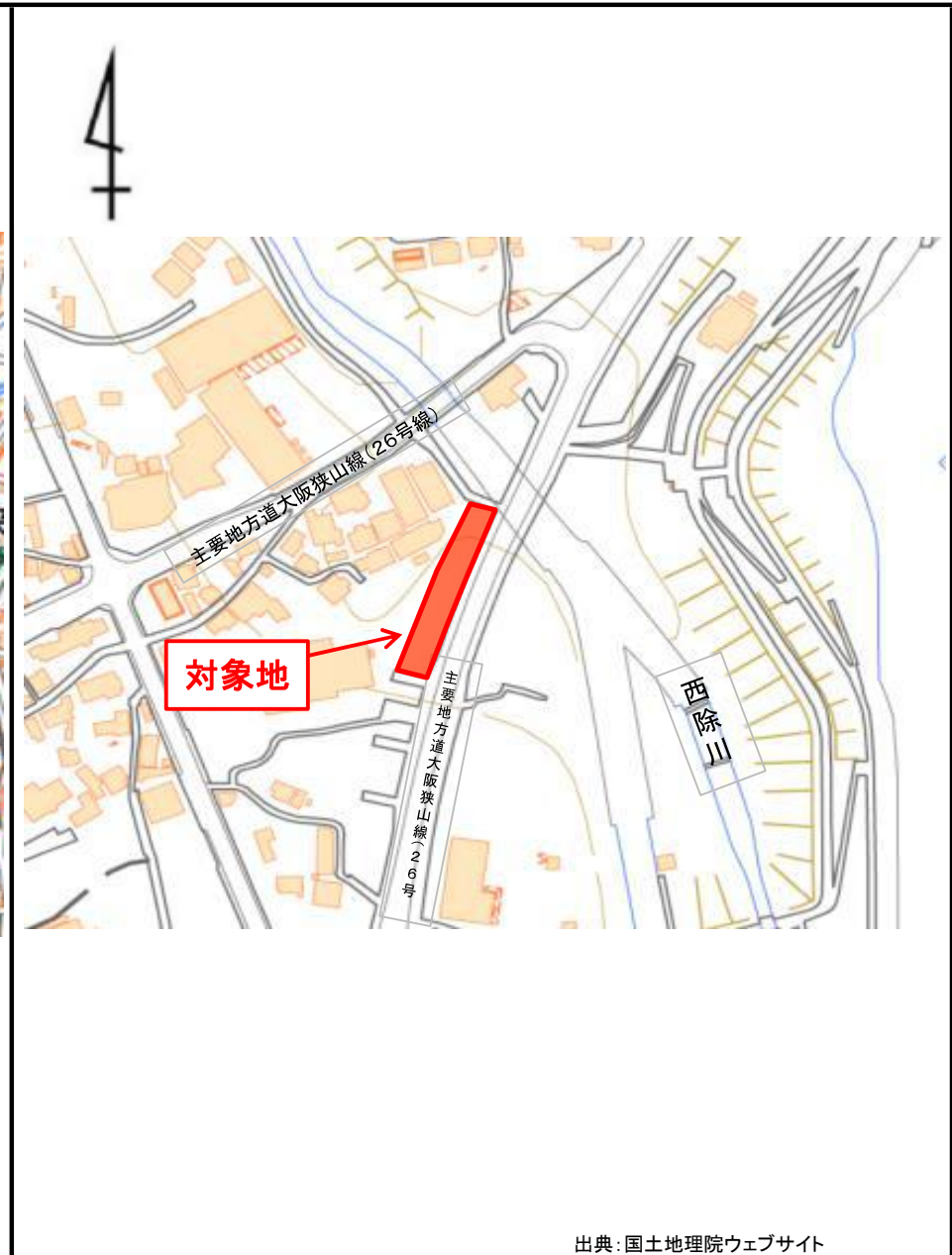
物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線名)		大阪狭山市池之原二丁目1187番7外8筆の一部 (主要地方道大阪狭山線道路予定地)		交通 機関		南海高野線 大阪狭山市駅 西1.5km		最 低 占用料 (年額)		3,204,000円		占用期間		5年			
1																			
土地の概要										特記事項									
面 積		占用許可対象面積 1,035 m ²										1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。							
接面道路 の状況		東側：府道・幅員約 14.2m・舗装 有・高低差 無										2 使用期間は、許可日から最長で令和12年3月31日までとします。							
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域外										3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府富田林土木事務所及び大阪府黒山警察署と協議し、許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府黒山警察署 交通課 電話 072-362-1234(代)							
		用途地域		市街化調整区域															
		地域地区		—															
		建ぺい率		-		容積率		-											
	その他の 法令等	・道路法(主要地方道大阪狭山線区域) ・都市計画法(都市計画道路大阪河内長野線区域) ・文化財保護法(陶邑窯跡群遺跡)										4 対象地の雑木等は撤去可能ですが、撤去にかかる費用は全て占有者の負担となります。 また、対象地の防犯灯(2本)が支障となる場合は、大阪狭山市と協議してください。(照明灯 番号:231－0017、231－0021) (お問い合わせ先) 大阪狭山市まちづくり推進部道路グループ(管理) 電話 072-360-4234(直通)							
その他条件												5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処 理については、大阪狭山市 と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪狭山市水政策部下水道・水路グループ 電話 072-360-4390(直通)							
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況				照会先及び電話番号				6 電気の引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力株式会社と協議してくだ さい。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 関西電力送配電株式会社 コンタクトセンター 電話 0800-777-3081									
		対象地周辺		対象地内															
	公営 水道	本管		引込管		大阪広域水道企業団 大阪狭山水道センター 工務課 072-349-9413				7 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「陶邑窯跡群遺跡」に指定さ れており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規 定に基づき、着手前に届出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 大阪狭山市教育委員会事務局教育部 生涯学習グループ 電話 072－366－0011(代) (裏面へつづく)									
		有		無															
	電気	配電線		引込線		関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081													
		有		無															
	都市 ガス	本管		引込管		大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141(代)													
		無		無															
	公共 下水道	本管		引込管		大阪狭山市水政策部下水道・水路グループ 072-360-4390(直通)													
		有		無															

特 記 事 項

- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 10 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の使用が起因する場合、使用者に復旧を求めることがあります。
- 11 現地は未舗装です。アスファルト舗装をされる場合、またネットフェンスや、その他の道路施設、施設又は工作物の設置・撤去・形状変更等をされる場合は、富田林土木事務所と協議のうえ、許可を受けて下さい。
なお、設置・撤去・形状変更等にかかる費用は全て使用者の負担になります。
(お問い合わせ先)
富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)

(1)位置図 (物件番号:第1号)



貸付範囲 (A) 平面図

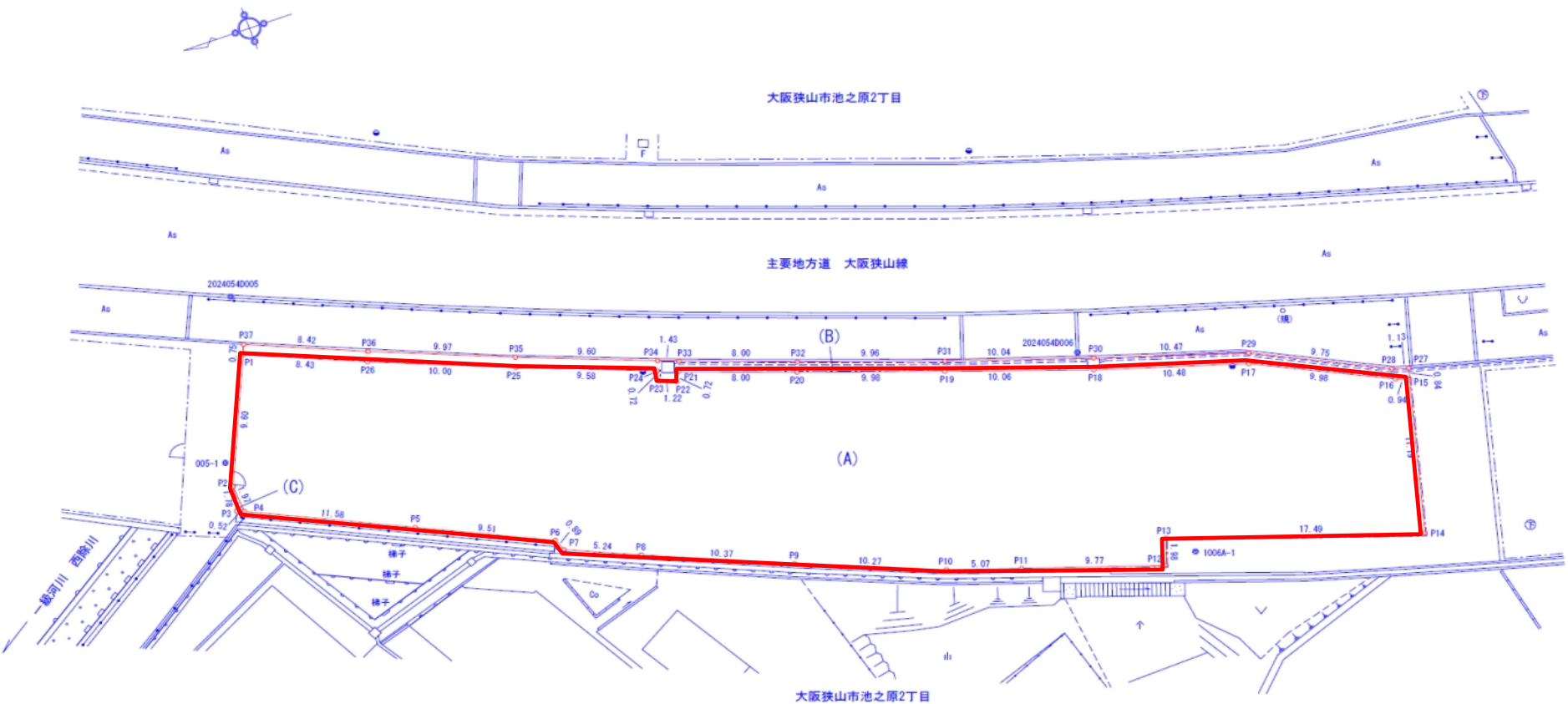
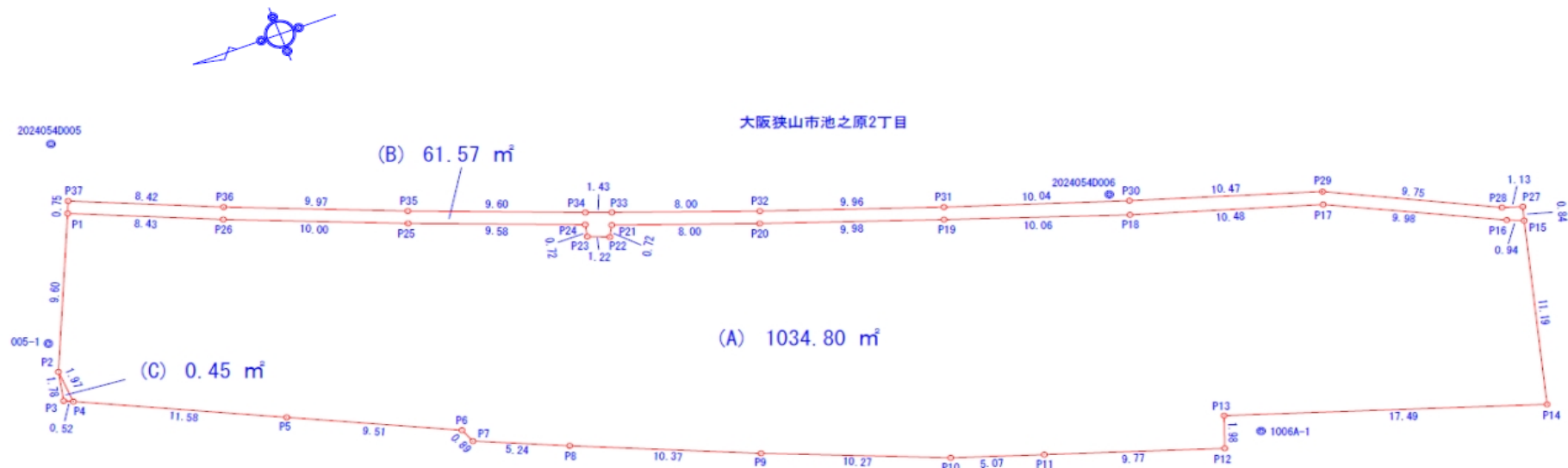


図 面 名	平面図・丈量図 (1/2)
作成年月日	令和7年5月28日
事業者名	大 阪 府

(3)平面図・丈量図 (物件番号:第1号) (2/2)

貸付範囲 (A) 丈量図



地 点 番 名	(A) X	Y	辺 長
P1	-165700.190	-41636.519	
P2	-165696.283	-41645.294	9.60
P4	-165696.397	-41647.263	1.97
P5	-165706.836	-41652.296	11.58
P6	-165715.410	-41656.422	9.51
P7	-165715.732	-41657.252	0.89
P8	-165720.515	-41659.393	5.24
P9	-165730.024	-41663.531	10.37
P10	-165739.514	-41667.459	10.27
P11	-165744.312	-41669.099	5.07
P12	-165753.564	-41672.244	9.77
P13	-165754.241	-41670.378	1.98
P14	-165770.808	-41676.009	17.49
P15	-165773.640	-41665.177	11.19
P16	-165772.775	-41664.805	0.94
P17	-165763.831	-41660.367	9.98
P18	-165753.840	-41657.202	10.48
P19	-165744.343	-41653.863	10.06
P20	-165734.941	-41650.512	9.98
P21	-165727.435	-41647.730	8.00
P22	-165727.079	-41648.367	0.72
P23	-165725.946	-41647.901	1.22
P24	-165726.103	-41647.190	0.72
P25	-165717.178	-41643.688	9.58
P26	-165707.928	-41639.879	10.00
P1	-165700.190	-41636.519	8.43
面 積	1034.8087085		
地 積	1034.80 m ²		

占用対象面積 1035m2
(小数点切り上げ)

図 面 名	平面図・丈量図 (2/2)
作成年月日	令和7年5月28日
事業 者 名	大 阪 府